

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
春日井市ことぶき町183番地
電話 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://www.kasugaiminsoyو.stl.jp>

いつ入るの? 今でしょ!
入って良かった 安心の全商連共済

納税で困った時は一人で悩まずに...

各支部の納税相談会に参加しましょう



春日井民商では、各支部で納税相談会を開いています。先日春日井民商が会員向けに行ったアンケートでは、約2割の会員が「税滞納がある」と答えています。納税で困ったときは一人で悩まずに、各支部の役員に相談するようにしましょう。

アンケートでは消費税率引き上げの影響もあり、経営と暮らしがますます厳しくなっている現状が明らかになりました。

しかし税金の金額だけを見て「とても払えない」と放置すれば「財産の差押えなどの滞納処分を受けることになりまます」(春日井市ホームページより)。

春日井民商では、各支部ごとに相談をして市との話し合いで無理のない納付をすすめています。

商売や暮らしの状況をしっかりと話し合っ、どのくらい払っていいのか相談の上、市役所へ話し合いに行きましょう。

～市役所の納税相談日も活用しよう～

春日井市では、「納税者の便宜を図る」ため、下表のように通常時間外にも「相談日」を設けています。「仕事が終わってから相談したい」「仕事の都合で日曜日しか時間がとれない」という人は積極的に活用しましょう。

春日井市役所の納税相談日について

日曜相談日 (毎月月末日曜)

時間：午前9時から正午まで

午後1時から午後4時まで

ただし、12月は仕事納めの前日以降を除き、毎週日曜日に相談窓口を開いております。

夜間相談日 (毎週水曜日)

時間：午後7時まで

ただし、水曜日が祝日の場合と12月28日～1月3日は除きます。

急告

弥生会計を使って会計処理をしている皆さんへ

これまでに民商だよりでも、消費税申告の必要な方は消費税率の引き上げにもなつて弥生旧製品から《弥生14》への移行が必要なお知らせしてきました。

データの移行にあたってすでに入力済みのデータを移行する場合は、今年4月1日以降の課税取引(売上や経費など)の税率は5%のまま、自動的に8%に変換されないことがわかりました。

つまり、弥生旧製品で入力したデータは《弥生14》に移行してから、「課税取引」についてデータひとつの消費税率を8%に変更する作業をしなければなりません。(はじめから《弥生14》で作業した場合は必要ありません)

弥生旧製品で入力したデータ数が多いほど修正に手間がかかります。早急に《弥生14》に変えて作業を行うようにおすすめします。

源泉税中間納付実務について

源泉所得税(給料の預かり税金)は、1月～6月分をまとめて7月10日(木)までに納めることになっています。

この案内は、税務署からは送られてきません。納める税金がない人でも納付書に「0」と書いて提出しなければなりません。この実務を下記の日程で行いますので、ぜひご参加ください。

① 7月7日(月) 午前10時～正午

② 7月9日(水) 午後2時～4時

いずれも民商事務所にて行います。

日程の合わない方、夜希望の方はご連絡ください。

(持ってくるもの)

1. 従業員、専従者、役員などの給与明細(できれば『源泉徴収簿』に記入してご持参ください)
2. 年末調整の時に使った納付書(手元に見当たらない場合は事前にお知らせください)

わからないことは事前に事務局までお問い合わせください。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします。

会計 山崎孝亀



大好評! そうめん販売中

1箱(1.8kg)
2,200円